

第70号議案

長崎市手数料条例等の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の概要 1
2 新旧対照表 2 ~ 4
(参考)	
個人情報保護制度の見直しについて 5

中央総合事務所
総務部
令和3年6月



1 長崎市手数料条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「法」という。)(令和3年法律第37号)等が公布され、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)の一部が改正されたことにより、地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)が個人番号カードを発行する主体として明確化されるとともに、同カードの発行に係る手数料についても、J-LISが徴収することとなったほか、関係条文の整理が必要なため、長崎市手数料条例等の一部を改正するもの。

(2) 改正内容

ア 長崎市手数料条例

個人番号カードの再交付に係る手数料の徴収事務がJ-LISの事務となるため、「個人番号カードの再交付手数料」を削除する(別表第1第14号関係)。

イ 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

番号法の改正に伴い引用する条文が繰り下げられたため、第1条及び第4条第1項において、「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

ウ 長崎市特定個人情報保護条例

保有する特定個人情報を訂正したときの通知先の変更(デジタル庁の設置に伴う所管省庁の変更)及び番号法の改正に伴い引用する条文が繰り下げられたため、第27条において、「総務大臣及び法第19条第7号」を「内閣総理大臣及び法第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(3) 施行期日

令和3年9月1日(法の施行期日と同日)

(4) 改正後の個人番号カード(マイナンバーカード)再交付手数料の取扱い

これまではマイナンバーカードの再交付を行う際に、再交付手数料を長崎市手数料条例に基づき徴収し、市の歳入として管理していたが、今回の改正によって、J-LISが同手数料を徴収することとなったため、マイナンバーカードの再交付を行う際に、J-LISに代わって同手数料を徴収し、市は歳入歳出外現金として管理し、J-LISに納付することとなる。

なお、再交付手数料の徴収額については、現行の800円から変更がないことを確認しており、今回の改正による市民の手続きや負担額に変更は生じない。

また、現行において、国庫補助(マイナンバーカード交付事業費補助金)の交付を受ける際に同手数料を差し引いて請求しているため、市の財政への影響も生じない。

【再交付手数料徴収件数・手数料(実績)】

年度	H29	H30	R1	R2
徴収件数(件)	78	129	133	352
手数料(800円/件)	62,400	103,200	106,400	281,600
マイナンバーカード 交付累計件数(件)	50,160	57,399	69,683	109,237

2 新旧対照表

(1) 長崎市手数料条例

現 行				改 正 案			
○長崎市手数料条例 別表第1（第2条関係）				○長崎市手数料条例 別表第1（第2条関係）			
手数料の種類	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等	手数料の種類	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(1) ~ (13) (略)				(1) ~ (13) (略)			
(14) 個人番号カードの再交付手数料	1件	800	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条第1項又は第29条第1項	(14) 削除			
(15) ~ (略)				(15) ~ (略)			
				<p>附 則</p> <p>この条例は、令和3年9月1日から施行する。</p>			

(2) 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

現 行	改 正 案
<p>○長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第3条（略）</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 <u>法第19条第10号</u>の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の処理する事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>第4条第2項～第5条（略）</p>	<p>○長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第3条（略）</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 <u>法第19条第11号</u>の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の処理する事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>第4条第2項～第5条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年9月1日から施行する。</u></p>

(3) 長崎市特定個人情報保護条例

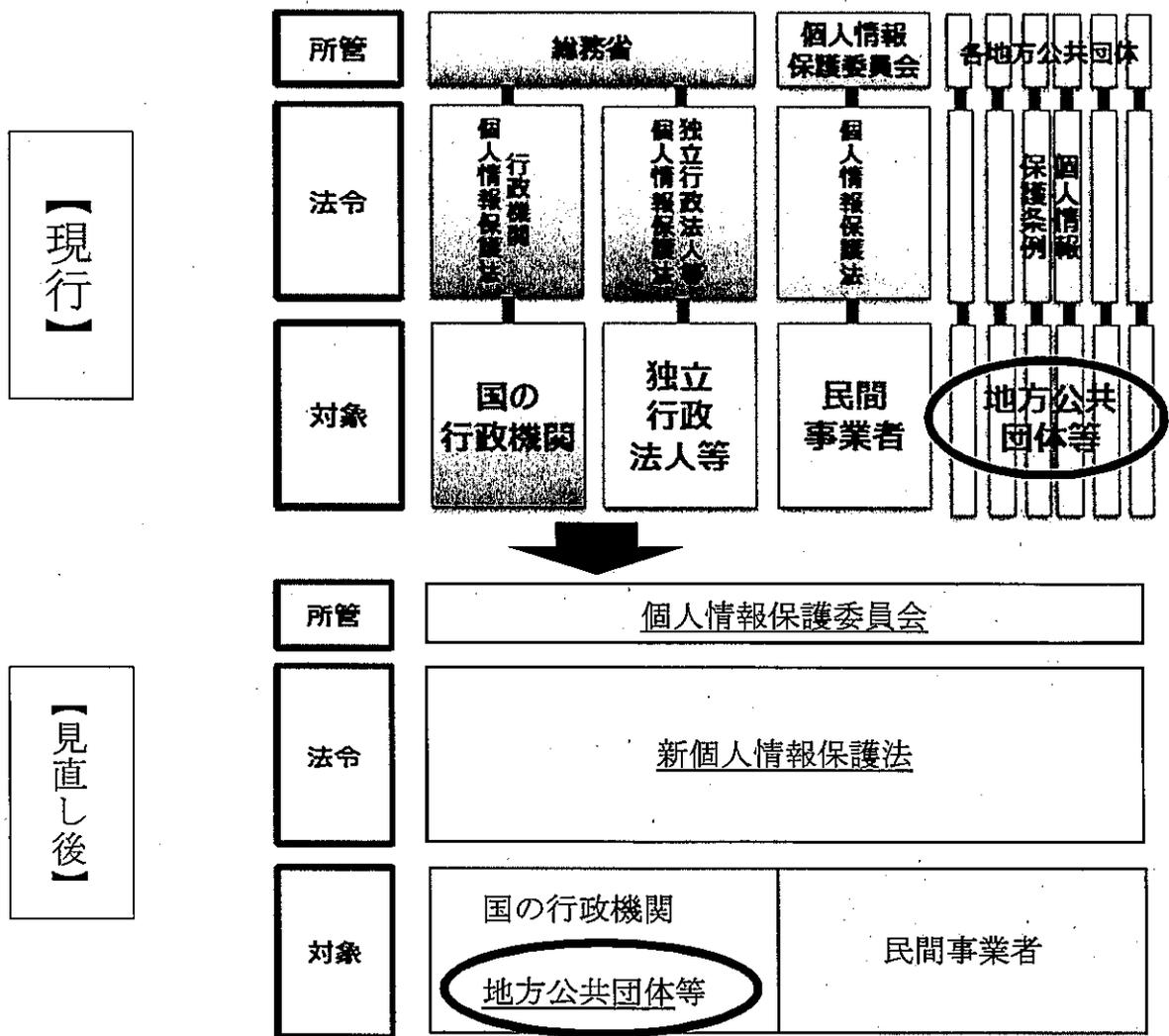
現 行	改 正 案
<p>○長崎市特定個人情報保護条例</p> <p>第1条～第26条（略）</p> <p>（保有特定個人情報の提供先等への通知）</p> <p>第27条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>総務大臣及び法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）</u>）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第28条～第40条（略）</p>	<p>○長崎市特定個人情報保護条例</p> <p>第1条～第26条（略）</p> <p>（保有特定個人情報の提供先等への通知）</p> <p>第27条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣及び法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）</u>）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第28条～第40条（略）</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和3年9月1日から施行する。</u></p>

(参 考) 個人情報保護制度の見直しについて

1 個人情報保護制度の官民一元化

- ① 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）【対象：民間事業者】
- ② 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）【対象：国の行政機関】
- ③ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）【対象：独立行政法人等】

上記①から③の法律を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度（各地方公共団体で条例を制定）についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化



2 施行期日

地方公共団体に係る部分の施行期日は、公布の日（令和 3 年 5 月 19 日）から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日

※ 国は令和 3 年度内を目途に、政令・規則、ガイドライン等を整備予定。

※ 地方公共団体は、施行までの間に、法の趣旨・目的及び関係規定に照らして、条例の各規定について改正等の要否を検討し、関係規程整備を行う。